

改正

昭和32年5月31日教育委員会規則第4号  
昭和34年10月24日教育委員会規則第7号  
昭和36年1月10日教育委員会規則第1号  
昭和46年11月26日教育委員会規則第12号  
昭和60年4月1日教育委員会規則第5号  
平成3年3月1日教育委員会規則第3号  
平成5年9月29日教育委員会規則第16号  
平成11年3月30日教育委員会規則第6号  
平成13年3月27日教育委員会規則第6号  
平成19年3月30日教育委員会規則第10号  
平成20年2月8日教育委員会規則第1号  
平成28年3月31日教育委員会規則第12号

学校教育法施行細則をここに公布する。

高知県学校教育法施行細則

目次

第1章 総則

第1節 設置廃止等（第1条—第9条）

第2節 削除

第2章 小学校

第1節 編制（第11条）

第2節 就学（第12条・第13条）

第3章 中学校（第14条）

第3章の2 義務教育学校（第14条の2）

第4章 特別支援教育（第15条—第17条）

附則

第1章 総則

第1節 設置廃止等

（学校設置）

第1条 公立学校（大学を除く。）の設置についての認可の申請又は届出は、学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号。以下「規則」という。）第3条の規定によるほか、次の書類を添えてしなければならない。ただし、設置義務を負う者が設置する場合は、第3号及び第4号に掲げる書類の添付を省略することができる。

- (1) 事由書
- (2) 市町村又は市町村学校組合の議会の議決書謄本
- (3) 年度概決予算書謄本及び財源調書
- (4) 財源を起債に求める場合においては、起債償還年次表及び財政計画書
- (5) 校地の土地台帳謄本
- (6) 位置についての調書（学校の位置を表した市町村の図面及び校地と四隣との関係を明示した図面を含む。）
- (7) 校地（運動場及び実習地を含む。）及び建造物の配置図
- (8) 別記第1号様式による学年別学級数及び幼児児童生徒数並びに戸数及び人口見込調書
- (9) 飲料水の定性分析表
- (10) 学校組合立の場合においては、その組合格約の写し

2 規則第3条第3号の事項の変更についての認可の申請又は届出は、規則第5条第2項の規定によるほか、前項の規定に準じ必要書類を添えてしなければならない。

（土地又は建物の権利の取得若しくは処分又は現状の変更）

第2条 学校の校地、校舎等に関する権利を取得し、若しくは処分し、又は用途の変更、改築等によりこれらの現状に重要な変更を加えようとする事についての届出は、規則第6条の規定によるほか、次の書類を添えてしなければならない。

- (1) 市町村又は市町村学校組合の議会の議決書謄本
- (2) 経費及び財源調書
- (3) 校地の拡張の場合には、土地所有者の承諾書

2 規則第6条の図面は、次のものとする。

- (1) 校地の増減の場合には、位置及び面積の調書並びに拡張し、又は縮小する部分を明らかにした校地実測図
- (2) 校舎等の増改築の場合には、校舎等の配置図及び設計図（仕様書及び設計書を含む。）  
(分校設置)

第3条 分校の設置についての認可の申請又は届出は、規則第7条の規定によるほか、第1条の規定に準じてしなければならない。

(二部授業)

第4条 規則第9条の規定による二部授業を行う場合の届出書に添える実施方法を記載した書類の内容には、次の事項を含むものとする。

- (1) 学級編制
- (2) 二部授業を行う各部の学年、学級及び担任教員氏名
- (3) 二部授業を行う各部の授業始終時刻
- (4) 教室配置図

(学級編制及びその変更)

第5条 規則第10条第1項の規定による学級編制についての認可の申請又は届出の場合の児童又は生徒の数についての事項は、別記第2号様式による学級編制表によるものとする。

2 学級編制の変更についての認可の申請又は届出は、規則第10条第2項の規定によるほか、次の書類を添えてしなければならない。

- (1) 現在及び変更後の各教室の使用区分を記載した校舎配置図
- (2) 既往3年間の学年別児童数調書

3 規則第10条第2項の規定による学級編制の変更についての認可の申請又は届出の場合の児童又は生徒の数についての事項は、別記第3号様式による学級編制表によるものとする。

(高等学校の課程等の設置)

第6条 高等学校（特別支援学校の高等部を含む。）の全日制の課程、定時制の課程、通信制の課程、学科、専攻科又は別科（第9条において「高等学校の課程等」という。）の設置についての認可の申請は、規則第11条の規定によるほか、第1条の規定に準じてしなければならない。

(特別支援学校の各部の設置)

第7条 特別支援学校の幼稚部、小学部、中学部又は高等部（第9条において「特別支援学校の各部」という。）の設置についての認可の申請又は届出は、規則第13条の規定によるほか、第1条の規定に準じてしなければならない。

(設置者の変更)

第8条 学校の設置者の変更についての認可の申請又は届出は、規則第14条の規定によるほか、市町村又は市町村学校組合の議会の議決書謄本を添えてしなければならない。

(学校等の廃止)

第9条 学校、分校、高等学校の課程等又は特別支援学校の各部の廃止についての認可の申請又は届出は、規則第15条の規定によるほか、市町村又は市町村学校組合の議会の議決書の謄本を添えてしなければならない。

第2節 削除

第10条 削除

第2章 小学校

第1節 編制

(学級編制表の提出)

第11条 市町村教育委員会は、学校別に、毎年5月1日現在で別記第4号様式による学級編制表を作成し、5月10日までに高知県教育委員会に2部提出しなければならない。

## 第2節 就学

(就学義務の猶予又は免除の許可)

第12条 規則第34条の規定による就学義務の猶予又は免除の許可の申請は、別記第6号様式による許可願に医師その他の者の証明書を添えてしなければならない。

(教育事務の委託)

第13条 学校教育法(昭和22年法律第26号)第40条第1項の規定に基づき教育事務を委託した場合の届出は、届出書に、次の書類を添えてしなければならない。

- (1) 市町村又は市町村学校組合の議会の議決書謄本
- (2) 委託開始年月日及び学年別委託児童数を記載した書類
- (3) 通学区域を示した地図
- (4) 委託に関する規約の写し

## 第3章 中学校

(準用)

第14条 前3条の規定は、中学校について準用する。

### 第3章の2 義務教育学校

(準用)

第14条の2 第11条から第13条までの規定は、義務教育学校について準用する。

## 第4章 特別支援教育

(就学)

第15条 学校教育法第17条第1項又は第2項の規定により特別支援学校に入学させなければならない者の就学については、学校教育法施行令(昭和28年政令第340号。次条において「令」という。)

第1章第3節に定めるところによるほか、この章の定めるところによる。

(就学者の通知)

第16条 令第11条第1項(令第11条の2、第11条の3、第12条第2項及び第12条の2第2項において準用する場合を含む。)の規定により市町村教育委員会が高知県教育委員会に通知するときは、別記第7号様式による特別支援学校就学該当者調書によるものとする。

(準用)

第17条 第12条の規定は、特別支援学校について準用する。

### 附 則

- 1 この教育委員会規則は、公布の日から施行し、昭和28年10月31日から適用する。
- 2 学校教育法施行細則(昭和28年高知県教育委員会規則第8号)は、廃止する。

付 則(昭和32年5月31日教育委員会規則第4号)

この規則は、公布の日から施行する。

付 則(昭和34年10月24日教育委員会規則第7号抄)

- 1 この規則は、昭和34年10月25日から施行する。

付 則(昭和36年1月10日教育委員会規則第1号)

この規則は、公布の日から施行する。

付 則(昭和46年11月26日教育委員会規則第12号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(昭和60年4月1日教育委員会規則第5号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成3年3月1日教育委員会規則第3号)

この規則は、平成3年4月1日から施行する。

附 則(平成5年9月29日教育委員会規則第16号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成5年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則による改正前の各規則に規定する様式については、この規則による改正後の各規則の規定にかかわらず、平成7年3月31日までの間は、残品の限度で使用することができる。

附 則(平成11年3月30日教育委員会規則第6号)

この規則は、平成11年4月1日から施行する。

附 則（平成13年 3 月27日教育委員会規則第 6 号）  
この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成19年 3 月30日教育委員会規則第10号）  
この規則は、平成19年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成20年 2 月 8 日教育委員会規則第 1 号）  
この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成28年 3 月31日教育委員会規則第12号）  
この規則は、平成28年 4 月 1 日から施行する。

別記

第 1 号様式（第 1 条関係）

学年別学級数及び幼児児童生徒数並びに戸数及び人口見  
込調書

学 年	学 級	幼 児 児 童 生 徒 数			戸 数	人 口
		男	女	計		
合 計						

学 級 編 制 表

認可を受けようとする学級編制表										備 考
学年	学級	児 童 数						教室 坪数	増減その 他につい て記入	
		1	2	3	4	5	6			計
1	男									
	女									
2	男									
	女									
3	男									
	女									
4	男									
	女									
5	男									
	女									
6	男									
	女									
計	男									
	女									
	計									

第3号様式（第5条関係）

学 級 編 制 表

現在の学級編制表										認可を受けようとする学級編制表										備 考 増減その他に ついて記入
学年 学級		児 童 数								学年 学級		児 童 数								
		1	2	3	4	5	6	計	教室 坪数			1	2	3	4	5	6	計	教室 坪数	
1	男									1	男									
	女										女									
2	男									2	男									
	女										女									
3	男									3	男									
	女										女									
4	男									4	男									
	女										女									
5	男									5	男									
	女										女									
6	男									6	男									
	女										女									
計	男									計	男									
	女										女									
	計										計									

備考 本校、分校別に作成のこと。

第4号様式（第11条関係）

学 級 編 制 表

何 学 校

学年 学級		児 童 数							担 任 教 員							備 考
		1	2	3	4	5	6	計	氏 名	性別	年令	職 名	資 格	担任教科	受持時 間数	
1	男															
	女															
2	男															
	女															
3	男															
	女															
計	男															
	女															
	計															

備考 1 学級を担当しない教員は、学級担任の末尾に続けて記入する。

2 専任校長は最後の欄に記入する。

3 児童数は在籍児童数を記入する。

4 その学年に一日でも在学したものは、在籍児童数とする。

第5号様式 削除  
第6号様式 (第12条関係)

学令児童就学義務猶予（免除）許可願							
児 氏	童 名	生 月	年 日	住 所	学校名	猶予期間又は免 除開始の時期	猶予（免除） の 事 由
<p>上記学令児童の就学猶予（免除）の許可を受けたいので医師の 証明書を添えてお願いします。</p> <p>年 月 日</p> <p>保護者 続 柄 住 所 氏 名</p> <p>何教育委員会様</p>							

特別支援学校就学該当者調書

教育委員会

		作成年月日		年 月 日	
児童又は生徒	ふりがな 氏名等	年 月 日生（男 ・ 女）			
	現住所				
保護者	ふりがな 氏名等	続柄（ ）			
	現住所	郵便番号		電話番号	
就学状況		市 町立 村	小 中 義務教育	学校	第 学年在学 卒業 就学前
就学の猶予又は免除の記録					
障害	種別	1 視覚障害      2 聴覚障害      3 知的障害 4 肢体不自由      5 病弱・虚弱			
	病名、程度等				
検査の記録	種別	名称	結果	検査年月日	検査者
障害と関係があるとみられる生育歴、既往歴等					
性格、行動等の特徴					
入学についての保護者の意向					
教育委員会の総合所見					

注 「障害」の「種別」欄は、該当するものの番号を◎で囲んでください。また、障害が重複しているときは、主たる障害の番号を◎で、他の該当障害の番号を○で囲んでください。